

## 「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の方針について

国において「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の計画期間が1年延長することに伴い、「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画（以下「計画」という。）」の計画期間を1年延長し、令和5年度までとします。

なお、令和2年度に改正した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の内容を反映するため、今年度中に計画の改定を予定しています。

### 1 現行の計画について

「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、平成25年3月に策定しました。国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」と期間の整合性を図り、令和4年度までとしています。

### 2 計画期間延長の背景

令和3年1月21日に開催された第43回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において「医療費適正化計画」及び「医療計画」、「介護保険事業支援計画」と「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の期間を一致させる方向性が示されました。

厚生労働省告示の改正（令和3年8月4日厚生労働省告示第三百三号「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」）により、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を1年延長して令和5年度までとし、令和5年度に都道府県における基本的事項（計画）を策定する期間を設け、令和6年度から次期計画を適用するというものです。

### 3 計画期間延長及び計画改定の考え方

国の方針に従い、計画期間を延長するため、計画の最終評価及び次期計画策定についても、それぞれ令和4年度最終評価、令和5年度次期計画策定へと1年ずつ延びる予定です。

令和2年度に改正した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正内容の反映を令和5年度の次期計画策定時まで待つと、3年間の空白期間が生じることから、令和3年度に新たに計画に盛り込む必要がある内容を整理し、計画に一部追記します。